
ふじみ野市街頭防犯カメラ設置工事 プロポーザル実施要領

令和8年6月

ふじみ野市総務部危機管理防災課

1. 目的

近年の本市における刑法犯認知件数の増加傾向に対し、街頭防犯カメラを市内に設置することにより犯罪を抑止し、市民が安全・安心に暮らせる犯罪のないまちづくりに資することを目的とする。

2. 工事の概要

(1) 工事名

ふじみ野市街頭防犯カメラ設置工事

(2) 工事内容

ふじみ野市（以下「当市」という。）が指定する電柱等に街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）を設置するものである。詳細については、別紙「ふじみ野市街頭防犯カメラ設置工事仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(3) 設置場所

ふじみ野市内（ふじみ野市役所本庁舎及び市が指定する市内の10地点）

(4) 工事期日

契約締結日から令和8年10月31日まで

(5) 担当部署

担当：ふじみ野市総務部危機管理防災課 塩野、島田

住所：〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

TEL：049-262-9052（直通）

FAX：049-257-6061

E-mail：bohan@city.fujimino.saitama.jp

(6) 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 形態が単体企業であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ④ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- ⑥ 過去5年間（令和3年度から令和7年度までの期間）に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似の業務の受託実績が

あること。この場合の受託実績については、ふじみ野市と契約権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。

(7) プロポーザルの成立又は中止

プロポーザル参加者が1事業者になった場合でも審査を行い、評価点が最低基準点以上であれば受託候補者として決定する。

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

近年、市に対し犯罪の抑止のため、街頭防犯カメラの設置要望が寄せられる一方で、録画された映像等には慎重な取り扱いが求められている。また、犯罪が発生した際には、警察からの依頼により防犯カメラの録画データを提供することで早期の犯人検挙につながることから、迅速な対応が求められている。

本事業においては、防犯カメラの録画データの保管・送信・閲覧におけるセキュリティ対策とともに、迅速な録画データの取得、警察への提供等を実施するため、事業者が培った技術力やノウハウを基に運用管理体制を構築することが、当市にとって有益な取組となることから、プロポーザル方式により実施する。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

本事業は、犯罪の抑止及び犯罪発生時の迅速な犯人検挙を目的に、幅広い提案を享受することで、街頭防犯カメラの安全な運用及び犯罪のないまちづくりを目指すことから、公募型プロポーザル方式で実施する。

5. スケジュール

(1) 本プロポーザルにおける受託候補者特定までのスケジュールを以下に示す。

項目	期間または期限
公示	令和8年6月8日(月)
実施要領等の公表・配布	令和8年6月8日(月)～令和8年6月18日(木)
質問受付締切	令和8年6月15日(月)午後5時15分まで
質問回答予定日	令和8年6月18日(木)
プロポーザル実施参加表明書提出締切	令和8年6月19日(金)午後5時15分まで 郵送の場合は令和8年6月19日(金)必着
プロポーザル参加資格確認結果兼提案書等提出要請通知	令和8年6月23日(火)
プロポーザル提案書等提出締切	令和8年6月29日(月)午後5時15分まで
プレゼンテーション予定日	令和8年7月6日(月)

プロポーザル選定結果通知	令和8年7月中旬
契約交渉期間	令和8年7月下旬

※プレゼンテーションの詳細については、別途「ふじみ野市街頭防犯カメラ設置工事プレゼンテーション実施要領」を参照すること。

※上記スケジュールは、状況により変更する場合がある。その際は事前に担当からその旨の連絡を行う。

(2) 実施要領等の公表・配布期間

- ① 配布期間 令和8年6月8日（月）から令和8年6月18日（木）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土日祝日を除く。）
- ② 配布場所 ふじみ野市総務部危機管理防災課窓口（本庁舎3階）
- ③ その他 ふじみ野市ホームページからダウンロードも可能

6. 提案限度額

11,000千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。なお、提案見積金額は、この限度額を越えてはならない。

7. プロポーザル実施参加表明書の提出

(1) 受付期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月19日（金）午後5時15分まで

(2) 提出先及び提出方法

担当まで郵送または持参

郵送の場合は令和8年6月19日（金）まで必着とする。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出資料

プロポーザルに参加を希望する者は、次による書類を提出すること。ただし、ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者については、⑦、⑧、⑨の書類を省略できるものとする。

- ① プロポーザル実施参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要（パンフレット等の任意様式でも可）
- ③ 再委託承諾願（再委託の予定がある場合）（様式第2号）
- ④ 会社更生法疎明書面（様式第3号）
- ⑤ 民事再生法疎明書面（様式第4号）
- ⑥ 業務履行実績報告書（様式第5号）

- ⑦ 履歴事項全部証明書
※発行から3か月以内のもの、写し可
- ⑧ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
※発行から3か月以内のもの、写し可
- ⑨ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
※直近2期分

8. 提案方法

(1) 提案書の作成方法

① 企画提案書

- ア 企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。
- イ 企画提案書は、仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。
- ウ 企画提案書に記載する内容は、オプション提案を除き全て本事業における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
- エ 実施義務事項ではなく、参考として記載が必要である場合には、【参考】と明示し、記載する用紙を分け、混同する可能性を排除すること。
- オ 説明は文章を以って行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。
- カ 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。

② 機能要件一覧

- ア 当市から提示した別紙「防犯カメラ機能要件一覧」（以下「機能要件一覧」という。）の Excel データに回答内容を入力し、期日までに提出すること。
- イ 機能要件一覧の回答は、以下の基準にて回答すること。

【機能要件】

項目	回答	回答基準
機能要件	○	標準仕様またはオプションにより対応しているもの。（※）
	△	標準仕様またはオプションにより対応していないが、代替機能として対応しているもの。なお、代替機能については備考に具体的な対応方法を明記すること。
	×	対応していないもの、もしくは要求仕様を著しく満たしていないもの。

※備考欄にオプション費用を記入し、重要度の区分が「必須」であるものは、「提案価格書（様式第8号）」のオプション費用の項目を合計額に計上すること。また、重要度の区分が「要望」であるものは備考欄にオプション費用を記入し、「提案価格書（様式第8号）」には計上しないこと。

- ウ 機能要件一覧については、当市独自の運用や要求事項を記載している。これらについては、標準仕様またはオプションに該当機能が存在するかの有無を記載するとともに、

対応が困難なものについては、各事業者の提案に委ねるものとする。提案内容に関する費用は、本調達に含むものとし、提案価格書に明細を記入すること。

(2) 提案内容

提案内容については、別紙「企画提案書記載項目」を参照し、記載すること。

なお、提案内容及び機能要件の回答について、不明事項等がある場合、当市から提案事業者
に問合せを行う場合がある。

(3) 提案書の様式及び部数

① プロポーザル提案書等提出届（様式第9号）、別記「提出書類一覧表」

代表者印押印のものを1部

② 企画提案書

ア A4、両面（20枚）、40ページ以内とすること。（表紙、目次を除く）

イ 紙原本を1部、紙原本のコピーを12部、提出内容と同じ内容のものをCD-Rにて提出すること。

ウ 必要に応じA3も認めるが、その際は2ページとしてカウントすること。（横折り込み）

エ 使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、左右に20mm以上の余白を設定すること。

オ ファイル綴りとし、ページ数及び別紙「企画提案書記載項目」の章ごと（全3章）にインデックスを付すこと。

カ 提出書類で用いる言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。

③ 提出方法

紙原本を1部、紙原本のコピーを12部、提出内容と同じ内容のものをMicrosoft office
対応の形式にて保存し、CD-R（②と同じ媒体）にて提出すること。

④ 提案価格書

ア 提案価格書（様式第8号）は、代表者印押印のものを1部提出すること。

イ 提案価格内訳書（様式第8号別紙1～2）は、紙原本を1部、同じ内容のものをExcel
形式にて保存し、CD-R（②と同じ媒体）にて提出すること。

(4) 提出先

ふじみ野市総務部危機管理防災課窓口（本庁舎3階）

(5) 提出方法

上記提出先へ持参により提出すること。CD-Rにタイトルを「ふじみ野市街頭防犯カメラ設置
工事プロポーザル提案書」とし、併せて事業者名を記載すること。

(6) 提出期限

令和8年6月29日（月）午後5時15分まで

※提出が遅れた場合には、プレゼンテーションの参加を認めない。また、必要書類の提出が
ない場合や不備がある場合も同様とする。

(7) 質疑応答

本プロポーザルの仕様書や契約内容等に関して不明な点がある場合は、プロポーザル質問

書（様式第6号）を作成し、電子メールに添付して、質問締切までに担当部署のメールアドレスへ送付し、必ず電話にて担当者に到達確認を行うこと。質問締切後の提出は受け付けない。

なお、質問の内容によって本事業者選定に公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

- ① 提出書類 プロポーザル質問書（様式第6号）
- ② 提出期限 令和8年6月15日（月）午後5時15分まで
- ③ 提出方法 質問書は、電子ファイルにて下記のメールアドレスに送付すること。
- ④ 提出先 電子メール：bohan@city.fujimino.saitama.jp
- ⑤ 担当 ふじみ野市総務部危機管理防災課 塩野、島田
- ⑥ 回答 各事業者から提出された質問事項は、質問事業者名を伏せ、回答を付したものを質問者及び参加者全員へ令和8年6月18日（木）までにプロポーザル回答書（様式第7号）として電子メールに添付し送付する。

9. 選定について

- (1) 当市に「ふじみ野市街頭防犯カメラ設置工事プロポーザル選定委員会」を設置し、調達方法、評価点の算出方法を決定する。
- (2) 各事業者からの提出資料により参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者に対して「プロポーザル参加資格確認結果通知兼提案書等提出要請書」を送付する。
- (3) 上記（2）の通知を受けた事業者のプレゼンテーション及び価格評価を行う。
- (4) 優先交渉権者の候補者の選考については、提案要求事項に基づく提案内容から評価する技術点、提案価格から評価する価格点を指標として、技術点、価格点の合計点が最も高い者に決定する。最高得点者が2者以上あった場合は、機能評価点、企画提案書評価点、提案価格評価点を順番に比較し、得点に差がついた時点で高得点者を候補者に決定する。

10. 結果の通知について

選定結果については、参加者全員に電子メールで令和8年7月中旬頃に送付する。

11. 結果の公表事項及び方法

選定結果の公表については、当市のホームページに参加者名と評価点を掲載して公表する。

12. 注意事項

- (1) 本事業、本依頼、および添付資料の外部への他言、使用は一切行わないこと。
- (2) 各社回答後、内容について問合せをすることがある。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (4) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めないものとする。
- (5) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (6) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は、認めないものとする。

-
- (7) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合があります。
- (8) 提出書類の著作権は、参加申請者に帰属するが、本市が本件の選定の公表等に必要な場合には、本市は、提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。
- (9) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）の規定に基づき、提出書類を開示する場合があります。
- (10) 業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (11) 次の事項のいずれかに該当する場合は、当該プロポーザル提案書は、失格とする。
- ① この要領に定める提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
 - ② この要領に定める様式及び記入要領に示す条件に適合しないもの。
 - ③ 許容された表現方法以外の方法が用いられているもの。
 - ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑤ この要領及び提出要請書に定める方法以外の方法で選定組織若しくは本市職員又は本業務実施にあたっての支援業務受託者に対して不正な接触の事実が認められる者が作成したもの。
 - ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者が作成したもの。

以上